号 外 (\Box) 平 成二十七年 六 月二十四日

規

則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月二十四日

岐阜県知事

古

田

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

建

築指導課)

_;

目

次

規

則

岐阜県規則第八十一号

岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)の一部を次のように 岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の規定による」に、「訂正

を「訂正する」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。 し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する」 (免許証の書換え交付)

第四条の二 法第五条第三項の規定による免許証の書換え交付の申請 (前条第一項の規 第三号様式による免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを知 定による届出をする場合において、免許証又は免許証明書に記載された事項に変更が あつたときに行うものを含む。) をしようとする者は、免許証用写真を貼付した別記

2 請者に交付する。 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申

事に提出しなければならない。

「指定登録機関 (第九条の三に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、」を「第 条第一項中」に改め、「第一号様式」とあるのは「指定登録機関」の下に「(第九条の 第九条の十四中「第一条第一項及び」を削り、「第一条第一項中「知事」とあるのは

平成二十七年六月二十四日

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県 公 報

号 外

0 5	·様式(第25第	長関係)											
	級					一級 二級 木造	建築士	事務所	登録	事項変更	畐			
=		築士事	事務所 ₫)登録	事項を	変更しま				去第 23条	の5第1項	の規定によ	り届けと	Ⅎ≢
				年	月	日	建築士開設者		名 称					
							氏名又							
岐阜	県知事	様					電話番			()			
容金	禄年月1	日及び	•								, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	録音					年	月	日				事登録 第		
	<i>ĭ</i> √	IJ	分 が	な	3	变	更	前		変	更	後	変更	年月
建築	名	.,	IJ	称									•	
建築士事務所	所	Æ	E	地	7	話番号				電記	番号		•	
開	氏(法	· 人	名利	名									•	
設	住(事	務所	所在:	所地)									•	
者			3・名 と年月										•	
	131	IJ	が	な										
管理	氏			名										
建建	一級木	造、造	二級の	、別	(— 4	及 二級	木造	建築	±	(一級	二級木	造) 建築士		
築	-17	~=		733	(大	臣 智	登 録)			(大 [五 登 釒	憂)	\dashv	
±	登	録	番	号	(프랑소크 \		号	(都道 おり おり おり]	
	131	IJ	が	な										
	氏			名										
所	一 級 木		二級の		(— 4	及 二級	大造)	建築	±	(一級	二級木	造) 建築土		
属	5%	A=	ar .		(大		登 録)			(大 [五 登 金			
建	登	録	番	号	(都道 府県		弟	号	(都道 府県	新 第 号 录)	7	

全ての役員又は所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「別紙 有」の の中に レを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付してください。

備考 別紙 有

証の交付番号

は設備設計一級建築士である場合はその旨

構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士

 \pm

別紙 無